

(案)

行政経営指針行動計画

(平成19～21年度)

平成19年3月

宇都宮市

## 総括票（体系別）

### 市民との協働の推進

【凡例】

※……新規取組

#### ▼ 「信頼関係の構築」に向けた改革

No	取組	ページ	備考
※ 1-1	行政評価システムの推進	5	
※ 1-2	協働評価制度の創設		
※ 2	まちづくりに関する活動情報の集約と提供	6	
※ 3	まちづくりに関する人材リストの作成		
※ 4	まちづくりに関する資源の調査・活用		
※ 5	公共施設貸出システムの構築		

#### ▼ 「市民の持つ力の発揮」に向けた改革

No	取組	ページ	備考
※ 6	まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	7	
※ 7	まちづくりにおける市民参加手法の拡充		
8	自治基本条例の制定		
9	市民協働の推進	8	
10-1	「もったいない運動」の推進		
10-2	学校版もったいない運動の推進		
※ 1 1	市民協働の啓発	9	
※ 1 2	まちづくり活動支援の見直し・拡充		
1 3	構造改革特区・地域再生に係る申請・提案の推進		

#### ▼ 「地域自治の確立」に向けた改革

No	取組	ページ	備考
※ 1 4	地区行政の推進	1 0	
1 5	地域ビジョンの策定支援		
1 6	安全で安心なまちづくりの推進		
1 7	高齢者地域活動実践塾の設置	1 1	
1 8	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークの構築		
1 9	健康づくり実践活動の推進	1 2	
※ 2 0	市民のまちづくり活動拠点の充実		
2 1	地域住民による不法投棄監視体制の確立		
2 2	地域・学校・行政の協働による文化財保護活動の促進	1 3	
2 3	地域と連携した学校づくり		
※ 2 4	西下ヶ橋地内生態系保全空間の維持管理及び有効活用		
※ 2 5	地域自治制度の創設・推進		

### 成果重視の行政経営

#### ▼常に最適なサービスを展開する「仕組み」の改革

No	取組	ページ	備考
2 6	内部管理システムの連携強化	1 4	
2 7	公益通報者保護制度の推進		
2 8-1	窓口サービスの向上	1 5	
2 8-2	市民にやさしい窓口の推進（あいさつの励行等）		

No	取 組	ページ	備考
29	男女共同参画推進センター機能の充実	15	
30	青少年関連施設の機能の充実		
31	通学区域の見直し	16	
※ 32-1	事務処理の適正化の推進		
32-2	合併に伴う事務処理の適正化		
33-1	全庁的な外部委託の推進	17	
33-2	旅費計算の外部委託の実施		
33-3	給与計算の外部委託の実施		
33-4	総合案内業務の外部委託の実施	18	
33-5	ファミリーサポートセンター業務の外部委託の実施		
33-6	保育園給食調理業務の外部委託の推進		
33-7	環境学習センター管理業務等の外部委託の実施	19	
33-8	ごみ処理業務（南清掃センター）の外部委託の実施		
33-9	上下水道使用受付業務の外部委託の実施		
33-10	浄水場運転管理業務等の外部委託の実施	20	
33-11	処理場運転管理業務等の外部委託の実施		
33-12	学校給食調理業務の外部委託の推進		
33-13	ちとせ寮・松原荘の民営化	21	
33-14	公立保育園の民営化・統廃合		
※ 33-15	被爆者健診の見直し		
※ 33-16	精神障害者への居宅介護事業の見直し	22	
33-17	霊園の管理手法の見直し		
34-1	指定管理者制度の導入・推進		
34-2	みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入	23	
※ 34-3	オリオン市民広場への指定管理者制度の導入		
※ 34-4	細谷地域コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入		
35	外郭団体の見直しの推進	24	
36	新斎場整備への民間活力（PFI手法）の導入		
37	交通災害共済制度の見直し		
38	高齢者サービスの見直し	25	
39	各種障害者福祉サービスの受益者負担の見直し		
40	市単独手当の統廃合（児童福祉手当等）		
※ 41	合併町施設の開庁時間等の見直し	26	
42	申請・届出の電子化		
43	電子入札の推進		
44	土地家屋情報管理GISの導入	27	
45	保健・福祉の情報化の推進		
46	電子納品の推進		
47	下水道台帳管理システムの構築	28	
48	公用車保有台数の適正化		
※ 49	本庁舎建築設備更新整備へのESCO事業の導入		
50	公共施設等の有効活用の推進	29	
51-1	橋りょうの長寿命化の推進		
51-2	公共建築物の長寿命化の推進		

	№	取 組	ページ	備考
※	5 2	ゆず園の有効利用	3 0	
	5 3	補助金の整理・合理化		
	5 4	使用料・手数料等の適正化		
	5 5	税財源の充実・強化		
	5 6	有料広告の掲載による財源の確保	3 1	
	5 7	市独自のバランスシート等の作成		
	5 8-1	諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	3 2	
	5 8-2	上下水道局における諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し		
	5 9-1	未利用地の売払い		
	5 9-2	上下水道局における未利用地の売払い	3 3	
	6 0-1	税の収納率の向上		
	6 0-2	墓園共用施設管理手数料の収納率の向上		
	6 0-3	国民健康保険税の収納率の向上	3 4	
	6 0-4	介護保険料の収納率の向上		
	6 0-5	障害者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上		
	6 0-6	保育費扶養者負担金収納率・母子寡婦福祉資金償還率の向上	3 5	
	6 0-7	住宅使用料収納率の向上		
	6 0-8	奨学金返還金の収納率の向上		
	6 0-9	水道料金等の収納率の向上		
	6 1	競輪事業の経営基盤の強化	3 6	
	6 2	公共工事のコスト縮減の推進		
※	6 3	上下水道事業における財政構造改革の推進	3 7	
※	6 4	旧ひがし保育園敷地等の借地返還（学童保育拠点の拠点換え）		

#### ▼時代の変化に挑戦し続ける「組織」の改革

№	取 組	ページ	備考
6 5	定員管理の適正化	3 8	

#### ▼能力と意識を高める「人」の改革

№	取 組	ページ	備考
6 6	目標管理制度の再設計・活用	3 9	
6 7	能力評価の精度向上		
6 8	人材育成システムの導入		
6 9	部局別職員育成計画の策定・実施	4 0	
7 0	給与構造の見直し		

**市民との協働の推進**

【凡例】  
※……新規取組

▼ 「信頼関係の構築」に向けた改革

№	取組	備考
1-1	行政評価システムの推進	
※ 1-2	協働評価制度の創設	
※ 2	まちづくりに関する活動情報の集約と提供	
※ 3	まちづくりに関する人材リストの作成	
※ 4	まちづくりに関する資源の調査・活用	
※ 5	公共施設貸出システムの構築	

▼ 「市民の持つ力の発揮」に向けた改革

№	取組	備考
※ 6	まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	
※ 7	まちづくりにおける市民参加手法の拡充	
8	自治基本条例の制定	
9	市民協働の推進	
10-1	「もったいない運動」の推進	
10-2	学校版もったいない運動の推進	
※ 11	市民協働の啓発	
※ 12	まちづくり活動支援の見直し・拡充	
13	構造改革特区・地域再生に係る申請・提案の推進	

▼ 「地域自治の確立」に向けた改革

№	取組	備考
14	地区行政の推進	
※ 15	地域ビジョンの策定支援	
16	安全で安心なまちづくりの推進	
17	高齢者地域活動実践塾の設置	
18	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークの構築	
19	健康づくり実践活動の推進	
※ 20	市民のまちづくり活動拠点の充実	
21	地域住民による不法投棄監視体制の確立	
22	地域・学校・行政の協働による文化財保護活動の促進	
23	地域と連携した学校づくり	
※ 24	西下ヶ橋地内生態系保全空間の維持管理及び有効活用	
※ 25	地域自治制度の創設・推進	

**成果重視の行政経営**

▼ 常に最適なサービスを展開する「仕組み」の改革

№	取組	備考
26	内部管理システムの連携強化	
27	公益通報者保護制度の推進	
28-1	窓口サービスの向上	
28-2	市民にやさしい窓口の推進（あいさつの励行等）	

No	取組	備考
29	男女共同参画推進センター機能の充実	
30	青少年関連施設の機能の充実	
31	通学区域の見直し	
※	32-1 事務処理の適正化の推進	
※	32-2 合併に伴う事務処理の適正化	
※	33-1 全庁的な外部委託の推進	
※	33-2 旅費計算の外部委託の実施	
※	33-3 給与計算の外部委託の実施	
※	33-4 総合案内業務の外部委託の実施	
※	33-5 ファミリーサポートセンター業務の外部委託の実施	
※	33-6 保育園給食調理業務の外部委託の推進	
※	33-7 環境学習センター管理業務等の外部委託の実施	
※	33-8 ごみ処理業務（南清掃センター）の外部委託の実施	
※	33-9 上下水道使用受付業務の外部委託の実施	
※	33-10 浄水場運転管理業務等の外部委託の実施	
※	33-11 下水処理場運転管理業務等の外部委託の実施	
※	33-12 学校給食調理業務の外部委託の推進	
※	33-13 ちとせ寮・松原荘の民営化	
※	33-14 公立保育園の民営化・統廃合	
※	33-15 被爆者健診の見直し	
※	33-16 精神障害者への居宅介護事業の見直し	
※	33-17 霊園の管理手法の見直し	
※	34-1 指定管理者制度の導入・推進	
※	34-2 みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入	
※	34-3 オリオン市民広場への指定管理者制度の導入	
※	34-4 細谷地域コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入	
※	35 外郭団体の見直しの推進	
※	36 新斎場整備への民間活力（PFI手法）の導入	
※	37 交通災害共済制度の見直し	
※	38 高齢者サービスの見直し	
※	39 各種障害者福祉サービスの受益者負担の見直し	
※	40 市単独手当の統廃合（児童福祉手当等）	
※	41 合併町施設の開庁時間等の見直し	
※	42 申請・届出の電子化	
※	43 電子入札の推進	
※	44 土地家屋情報管理GISの導入	
※	45 保健・福祉の情報化の推進	
※	46 電子納品の推進	
※	47 下水道台帳管理システムの構築	
※	48 公用車保有台数の適正化	
※	49 本庁舎建築設備更新整備へのESCO事業の導入	
※	50 公共施設等の有効活用の推進	
※	51-1 橋りょうの長寿命化の推進	
※	51-2 公共建築物の長寿命化の推進	

	N○	取 組	備考
※	5 2	ゆず園の有効利用	
	5 3	補助金の整理・合理化	
	5 4	使用料・手数料等の適正化	
	5 5	税財源の充実・強化	
	5 6	有料広告の掲載による財源の確保	
	5 7	市独自のバランスシート等の作成	
	5 8-1	諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	
	5 8-2	上下水道局における諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	
	5 9-1	未利用地の売払い	
	5 9-2	上下水道局における未利用地の売払い	
	6 0-1	税の収納率の向上	
	6 0-2	墓園共用施設管理手数料の収納率の向上	
	6 0-3	国民健康保険税の収納率の向上	
	6 0-4	介護保険料の収納率の向上	
	6 0-5	障害者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上	
	6 0-6	保育費扶養者負担金収納率・母子寡婦福祉資金償還率の向上	
	6 0-7	住宅使用料収納率の向上	
	6 0-8	奨学金返還金の収納率の向上	
	6 0-9	水道料金等の収納率の向上	
	6 1	競輪事業の経営基盤の強化	
	6 2	公共工事のコスト縮減の推進	
※	6 3	上下水道事業における財政構造改革の推進	
※	6 4	旧ひがし保育園敷地等の借地返還（学童保育拠点の拠点換え）	

#### ▼時代の変化に挑戦し続ける「組織」の改革

	N○	取 組	備考
	6 5	定員管理の適正化	

#### ▼能力と意識を高める「人」の改革

	N○	取 組	備考
	6 6	目標管理制度の再設計・活用	
	6 7	能力評価の精度向上	
	6 8	人材育成システムの導入	
	6 9	部局別職員育成計画の策定・実施	
	7 0	給与構造の見直し	

## ○ 全庁的・重点的推進取組一覧（再掲載）

通番	取組	備考
1-1	行政評価システムの推進	
8	自治基本条例の制定	
9	市民協働の推進	
10-1	「もったいない運動」の推進	
13	構造改革特区・地域再生に係る申請・提案の推進	
14	地区行政の推進	
26	内部管理システムの連携強化	
28-1	窓口サービスの向上	
33-1	全庁的な外部委託の推進	
34-1	指定管理者制度の導入・推進	
35	外郭団体の見直しの推進	
42	申請・届出の電子化	
43	電子入札の推進	
50	公共施設等の有効活用の推進	
51-2	公共建築物の長寿命化の推進	
53	補助金の整理・合理化	
54	使用料・手数料等の適正化	
59-1	未利用地の売払い	
61-1	税の収納率の向上	
62	公共工事のコスト縮減の推進	
65	定員管理の適正化	
66	目標管理制度の再設計・活用	
67	能力評価の精度向上	
68	人材育成システムの導入	
70	給与構造の見直し	

## ○ 主要目標

通番	取組	目標
26-1	全庁的な外部委託の推進	・19年度～ 「外部委託の推進に係る指針」に基づく外部委託の推進
27-1	指定管理者制度の導入・推進	・19年度～ 制度の活用・推進
28	外郭団体の見直しの推進	・外郭団体の設立目的の実現 ・市の人的・財政的関与の縮小 21年度までに派遣職員を10%削減（17年度基準）
52-1	未利用地の売払い	・19年度～ 行政財産の用途廃止により新たに増加した普通財産等の公売の実施
53-1	税の収納率の向上	・市税収納率の向上：前年を上回る収納率の確保 ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年比でマイナス
55	公共工事のコスト縮減の推進	22年度 15%の総合コスト縮減（16年基準）

# 個別票

【推進スケジュールの凡例】

「準備」………「実施」、「一部実施」に向けた準備期間

「一部実施」……取組の一部を実施した年度

「実施」………取組の目標を達成した年度

「推進」………継続的な取組で、引き続き推進するもの

## ▼ 「信頼関係の構築」に向けた改革

No	1-1	取組	行政評価システムの推進	所管課	政策審議室
取組の柱		<ul style="list-style-type: none"> <li>客観性の高い成果の把握</li> <li>行政サービスの水準の維持・向上</li> </ul>		行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	<p>統一された評価基準によって施策・事業の選択を行うための仕組みである「行政評価システム」については、13年度に「事務事業評価」を、15年度に「施策評価」を導入したところであるが、市民とのコミュニケーションの手法（ツール）のひとつとして、より一層の充実を図るため、更なる見直し・改善を行う。</p> <p>また、今後は、市民意識（期待度・満足度）や、まちづくりの課題等を踏まえた上で、経営戦略のための判断材料が提供できる「政策評価」を構築する。</p>				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>19年度 「事務事業評価」、「施策評価」を施策・事業の立案・見直し等に活用</li> <li>20年度以降 「政策評価」の運用</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進 (事務事業・施策評価の有効活用)		実施 (政策評価の運用)		→	

No	1-2	取組	協働評価制度の創設	所管課	みんなでまちづくり課・行政経営課・政策審議室
取組の柱		<ul style="list-style-type: none"> <li>客観性の高い成果の把握</li> <li>行政サービスの水準の維持・向上</li> </ul>		行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	<p>協働事業の発展性や信頼性、市民の参加意欲を高めるため、協働事業を評価、公開する仕組みをつくる。</p>				
目標	20年度 協働事業を評価する体制と公表の仕組みの創設				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施			

No	2	取組	まちづくりに関する活動情報の集約と提供	所管課	地区行政課・みんなでまちづくり課・生涯学習課・情報政策課
取組の柱		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開の徹底・情報提供の充実</li> <li>市民とのコミュニケーションの充実</li> </ul>		行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	<p>地域団体やNPO等の活動情報や保有資源に関する情報を集約、整理し、提供する。</p>				
目標	<p>情報の集約、提供手段の充実を図る。</p> <p>19年度：ホームページ等で情報を提供</p>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	3	取組	まちづくりに関する人材リストの作成	所管課	みんなでまちづくり課・生涯学習課
取組の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開の徹底・情報提供の充実</li> <li>・市民とのコミュニケーションの充実</li> </ul>		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内容	地域やNPO等の人材情報を集約したリストを作成し、提供する。				
目標	人材リストの作成と公開 19年度：人材情報の収集と整理 20年度：リストの作成、提供				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施			

No	4	取組	まちづくりに関する資源の調査・活用	所管課	みんなでまちづくり課
取組の柱	情報公開の徹底・情報提供の充実		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内容	地域や企業等が保有する資源に関する調査を行い、活用可能な資源、情報を提供する。				
目標	資源情報の提供 20年度：調査実施 21年度：情報の提供				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
		準備		実施	

No	5	取組	公共施設貸出システムの構築	所管課	情報政策課・みんなでまちづくり課
取組の柱	情報公開の徹底・情報提供の充実		行政経営像	分かりやすい行政経営	
内容	市民や地域団体等のまちづくり活動における利便性を図るため、公共施設の貸出情報を集約、整理するとともに、インターネットなどで施設の貸出情報や予約手続きが行える仕組みを構築し、活動場所を確保しやすくする。				
目標	公共施設の貸出情報（予約状況など）を提供する。 19年度：システム内容の検討、一部運用開始 20年度：インターネットでの貸出情報の提供開始				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備・一部実施		実施			

▼「市民の持つ力の発揮」に向けた改革

No	6	取組	まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	所管課	みんなでまちづくり課・広報広聴課・行政経営課
取組の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に参加・参画できる仕組み</li> <li>・協働の活動を支援する仕組み</li> </ul>			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	市民やNPO、地域団体等からの意見や提案を施策事業として取り組める仕組みをつくる。				
目標	市民提案事業制度の導入 19年度：実施内容の検討 20年度：市民提案制度の実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施			

No	7	取組	まちづくりにおける市民参加手法の拡充	所管課	みんなでまちづくり課・行政経営課・広報広聴課
取組の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に参加・参画できる仕組み</li> <li>・ルールに基づく協働の推進</li> </ul>			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	市民の自主的な参加のもと、市民の意見や提案を市政の推進に生かせるよう、新たな市民参加手法を導入する。				
目標	新たな参加手法の導入 19年度：実施内容の検討、策定 20年度：試行的実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備				→	

No	8	取組	自治基本条例の制定	所管課	行政経営課
取組の柱	ルールに基づく協働の推進			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	本市にふさわしい自治制度を確立するため、「本市の自治の理念」や「市政運営に関する基本原則」、「市民協働に関する仕組み」などを規定する「自治基本条例」を制定する。				
目標	市民・議会・行政の三者による十分な議論を通じた条例制定・施行				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備				→	

No	9	取組	市民協働の推進	所管課	みんなでまちづくり課
取組の柱	ルールに基づく協働の推進			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	「市民協働推進指針」に基づき、市民と行政との協働のまちづくりを実現していくため、地域づくり活動や市民活動の支援策等を定めた「市民協働推進計画」に基づき、取組を推進する。				
目標	市民協働推進計画に位置付けた取組を計画的に展開				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	10-1	取組	「もったいない運動」の推進	所管課	環境政策課・観光交流課
取組の柱	協働の活動を支援する仕組み			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	<p>行政や市民が「ひとやものを大切にするところ」である「もったいない」という精神に基づいて行動できるよう、「もったいない運動」を全市一丸となって推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「もったないうつのみや」運動の推進 環境負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」の実現に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）や地球温暖化防止のための具体的な取組を市民、事業者実践していただくため、すべての物を大切にする「もったない」の精神に基づき、「もったないうつのみや運動」を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・もったないシールの配付</li> <li>・チラシの配付</li> <li>・イベントの開催</li> </ul> </li> <li>・「おもてなし」運動の推進 本市を訪れてくれた人に対する感謝・思いやりを大切にするところが宿る「おもてなし日本一」のまちづくりを目指し、「もったない」の精神に基づき、「おもてなし運動」を展開する。</li> </ul>				
目標	・「もったない」をきっかけとした、市民の環境意識の向上				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	10-2	取組	学校版もったいない運動の推進	所管課	学校管理課
取組の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の活動を支援する仕組み</li> <li>・市有財産を有効活用する仕組み</li> </ul>			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	<p>資源の有効活用を図るため、学校における物品の共有化と、もったない運動を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校物品の共有化 限られた予算の中で教材等物品の効果的・効率的な活用を図るための各校所有物品の貸借のためのルールづくり</li> <li>・楽器の文化事業に対する提供 遊休楽器の文化課主催事業（うつのみやジャズのまち委員会主催事業、ふれあい文化教室等）への提供</li> <li>・もったない運動の推進 学校内での「もの」や「エネルギー」の節約等</li> </ul>				
目標	・19年度以降 事業の順次拡大				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

N o	1 1	取 組	市民協働の啓発	所 管 課	みんなでまちづくり課
取組の柱	協働の活動を支援する仕組み			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内 容	市民協働の必要性, 考え方や進め方などを示した「協働ガイドブック」や「協働のホームページ」を活用し, 市民協働の共通理解を図る。				
目 標	全市的にまちづくりに対する関心を高める。 19年度: 市民向け協働リーフレットの作成				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

N o	1 2	取 組	まちづくり活動支援の見直し・拡充	所 管 課	みんなでまちづくり課・ 地区行政課・財政課
取組の柱	協働の活動を支援する仕組み			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内 容	地域団体やNPO等の活動の成熟度やニーズに応じた, 多様で柔軟な支援策を導入する。				
目 標	既存の支援策の見直し, 拡充を検討し, 新たな支援策を導入する。 19年度: 支援策の策定 20年度: 実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施			

N o	1 3	取 組	構造改革特区・地域再生に係る申請・ 提案の推進	所 管 課	政策審議室
取組の柱	行政の関わり(規制等)の見直し			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内 容	地域の活性化を図るため, 地域の特性に応じた規制の特例措置(規制緩和)や地域再生に関する国の支援措置を導入する構想の提案・計画について検討を行い, 構造改革特区・地域再生の活用を推進する。				
目 標	19年度以降 適宜提案・申請				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進				→	

## ▼「地域自治の確立」に向けた改革

N o	1 4	取 組	地区行政の推進	所 管 課	政策審議室・行政経営課・地区行政課・みんなでまちづくり課
取組の柱			・地域によるまちづくりのための組織整備 ・地域への権限移譲の推進	行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内 容	平成18年5月に策定した「地区行政推進計画」に基づき、「市民に身近な場所での総合行政サービスの展開」と「地域の特性を生かした住民主体のまちづくり」を推進する。今後は、18年度末の市町合併に伴い、合併町に導入される「地域自治制度」と整合性を図りながら、新宇都宮市として地区行政を推進していくための仕組みを構築する。				
目 標	・19年度～ 計画の具体的な検討, 推進				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進 (具体化の検討)		→			
N o	1 5	取 組	地域ビジョンの策定支援	所 管 課	みんなでまちづくり課
取組の柱			地域によるまちづくりのための組織整備	行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内 容	まちづくりにおける地域ビジョン策定の支援を行う。				
目 標	22年度までに地域ビジョンを策定				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		→			
N o	1 6	取 組	安全で安心なまちづくりの推進	所 管 課	生活安心課
取組の柱			地域によるまちづくりのための組織整備	行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内 容	地域で行われている各種の防犯活動が効果的, かつ継続的なものとなるよう, 地域内の防犯活動団体が意見を交換し情報を共有化するとともに, 警察とも連携が図れるような地域のネットワークを整備する。				
目 標	平成21年度までに市内37地区すべてにネットワークを構築する				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		→		実施	

No	17	取組	高齢者地域活動実践塾の設置	所管課	高齢福祉課
取組の柱	地域によるまちづくりのための組織整備		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内容	シルバー大学卒業生や過去に培った技術を有する高齢者等が講師となり、概ね60歳以上の地域の高齢者（老人クラブ会員等）を対象に、各地域の身近な交流の拠点となる地域集会所等において、趣味活動やボランティア活動などの催しを実施できるよう、高齢者地域活動実践塾を設置する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度末の設置数 16地区</li> <li>・21年度末の延べ参加者数 1,920人</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	18	取組	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークの構築	所管課	高齢福祉課
取組の柱	地域によるまちづくりのための組織整備		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内容	ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域の中で、安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスと近隣の「見守りや助け合い」の仕組みを一体的に組合わせた安否確認体制を構築する。				
目標	22年度末の組織率 37地区（まちづくり推進組織）の単位自治会における組織率100%				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	19	取組	健康づくり実践活動の推進	所管課	健康増進課
取組の柱	地域によるまちづくりのための組織整備		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内容	「健康うつのみや21」を推進し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域において健康づくりの核となる「健康づくり推進員」を養成するとともに、健康づくり推進員による地域における健康づくり活動を支援する。 また、「健康づくり推進組織」をまちづくり推進組織（37地区）単位に設立する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度末の設置数 33地区</li> <li>・21年度末の健康づくり推進員による地域における健康づくり活動回数 490回</li> <li>・21年度末の地域住民の健康づくり実践活動への参加者数（一般市民）12,000人</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

N o	20	取 組	市民のまちづくり活動拠点の充実	所 管 課	地区行政課・みんなでまちづくり課・生涯学習課・学校管理課・管財課・政策審議室
取組の柱	地域によるまちづくりのための組織整備		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内 容	市民活動スペースとして地域団体やNPOが利用できるよう、活動場所を拡充する。				
目 標	まちづくり活動の場所を拡充する。 19年度：活動場所の拡充				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

N o	21	取 組	地域住民による不法投棄監視体制の確立	所 管 課	廃棄物対策課
取組の柱	協働の活動を支援する仕組み		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内 容	地区内の廃棄物不適正処理事案（不法投棄，野焼き）の未然防止・早期発見を図るため，住民の自主的活動による不適正処理監視体制を整備する。 具体的には，周辺11地区を優先的に整備し，中心部については，整備時期，体制などを検討する。				
目 標	21年度末の整備地区数 11地区				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進 (2地区設置)		(2地区設置)		→	

N o	22	取 組	地域・学校・行政の協働による文化財保護活動の促進	所 管 課	文化課
取組の柱	地域の活力を生かす仕組み		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内 容	市民の郷土理解・郷土愛を醸成し，文化財を市民主体で保護していくため，地域・学校・行政が世代を超えた協働の仕組みづくりを行うことにより，地域の文化財を核にした周辺子ども達を自ら取り込む地域主導のコミュニティづくりを促進する。				
目 標	21年度末の取組数 12件				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進				→	

No	23	取組	地域と連携した学校づくり	所管課	学校教育課
取組の柱	地域の活力を生かす仕組み			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	地域と共に歩み、信頼と魅力のある学校づくりを進めるため、学校・PTA・地域諸団体等によって構成される「魅力ある学校づくり地域協議会」を各学校に設置するとともに、「学校の特色づくり」や「児童生徒の『健全育成』や『安全確保』、『学習支援』などの充実」を図る取組を学校と家庭・地域・企業等が連携して実施する。				
目標	19年度 20年度	順次、協議会を設置 全小・中学校で協議会を設置			
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		実施		→	

No	24	取組	西下ヶ橋地内生態系保全空間の維持管理及び有効活用	所管課	農村整備課
取組の柱	地域の活力を生かす仕組み			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	県営農村自然環境整備事業で整備された2haの緑地空間の維持管理・保全のため、NPO等を中心とした住民との協働による活動を推進する。また、施設の有効利用を図るため、住民主体の環境学習活動（自然観察会、野鳥観察会）を実施する。				
目標	平成19年度～ 実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進				→	

No	25	取組	地域自治制度の創設・推進	所管課	地区行政課・行政経営課
取組の柱	地域への権限移譲の推進			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	合併後の新たな仕組みとして旧河内、上河内地域に創設する地域自治制度が、地域の実情に即したものであるとして定着し、より良い制度として発展して行くことができるよう、地域自治の拠点となる「地域自治センター」と、地域住民等で構成する「地域自治会議」を設置し、運営する。また、適宜、検証を行い、改善を図る。				
目標	地域自治制度の定着 ・19年度～ 地域自治センターの設置、地域自治会議の設置・運営				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施				→	

## ▼常に最適なサービスを展開する「仕組み」の改革

No	26	取組	内部管理システムの連携強化	所管課	行政経営課
取組の柱	トップマネジメントの強化			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	<p>厳しい財政環境の中、複雑化・多様化する行政需要に適切に対応していくため、計画行政システム、財務管理、組織・定員管理などの内部管理システムの連携強化を図り、効果的・効率的な行政経営体制を確立する。</p> <p>更に、意思決定に当たっての判断材料を情報提供するためのコンピュータシステムを導入し、トップマネジメント・ミドルマネジメントを支援する。</p>				
目標	21年度 コンピュータシステムの稼動（新内部管理システムの本格実施）				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		→		実施	

No	27	取組	公益通報者保護制度の推進	所管課	行政経営課・広報広聴課・人事課・商工振興課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	<p>平成16年6月に公益通報者保護法が施行されたことに伴い、企業不祥事の内部通報者である労働者が解雇等の不利益を被らないよう、法律等の周知を図っている。</p> <p>また、行政機関として外部からの公益通報に対し調査や教示等の的確な対応をとることができるよう体制を整備するとともに、一事業者として不祥事防止のための取組を行う。</p>				
目標	19年度～ 実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	28-1	取組	窓口サービスの向上	所管課	行政経営課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	<p>窓口サービスのより一層の向上を図るため、市民に対し、おもてなしの心を持って接するなど、新たな視点から「窓口サービスの利便性」や「市民満足度」の向上を図る取組を実施する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口サービスに関するアンケートの実施</li> <li>・アンケート結果等に基づく各窓口の対応策（あいさつの励行等）の検討・公表</li> <li>・案内表示板の見直し</li> <li>・窓口サービス向上の新たな仕組みの検討 等</li> </ul>				
目標	苦情の減少・市民満足度の高い窓口の実現				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	28-2	取組	市民にやさしい窓口の推進（あいさつの励行等）	所管課	市民課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	<p>市民に対していっそう「わかりやすく、おもてなしの心にあふれた」受付が可能となるよう、あいさつの励行や窓口における受付体制の改善を図るとともに、受付自動発券機やローカウンターを設置など有効な方策について検討し、窓口改善を実施する。</p> <p>19年度は、自動発券機の設定及びフロアアシスタントの活用により、来客の流れに対応した受付体制を検証し、受付体制を見直す。</p>				
目標	苦情の減少・市民満足度の高い窓口の実現				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		→			

No	29	取組	男女共同参画推進センター機能の充実	所管課	男女共同参画課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	<p>男女共同参画推進センターを男女共同参画推進事業の実施拠点とするとともに、「学習・研修」、「相談支援」、「情報収集・提供」及び「交流・市民活動支援」の4事業に係る効果的・効率的なあり方について検討し、センター機能の充実を図る。</p> <p>特に、18年度以降は、女性相談（配偶者暴力相談）体制や女性の社会参画を促すチャレンジ支援の強化を図る。</p>				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>21年度末の男女共同参画推進センターの利用者数 43,000人（総合コミュニティセンター、青少年センターの利用者は除く。）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	30	取組	青少年関連施設の機能の充実	所管課	青少年課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	<p>「勤労青少年ホーム」、「少年補導センター」及び「青少年センター」の青少年関連施設における青少年事業の充実を図るため、青少年健全育成指針に基づき、それぞれの事業等の見直しを行いながら、施設機能の充実を図る。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤労青少年ホーム <ul style="list-style-type: none"> <li>第8次勤労青少年福祉対策基本方針に基づき事業内容を見直すとともに、青少年センター機能について検討し、状況を見ながら、指定管理者制度の導入を目指す。</li> </ul> </li> <li>少年補導センター 相談機能の充実</li> <li>青少年センター 事業の拡充</li> </ul>				
目標	19年度 施設機能の検討・充実				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	31	取組	通学区域の見直し	所管課	教育企画課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	<p>学校規模の適正化を図るため、通学区域の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域変更8校（16年度実施済）</li> <li>・隣接校との通学区域弾力化18校</li> <li>・小規模特認校導入2校</li> <li>・その他の見直し（遠距離通学地区、土地区画整理事業施行地区）</li> <li>・学校配置のあり方を踏まえた通学区域の変更</li> <li>・基本的に現在の通学区域を維持するが、合併町も含めて必要に応じて、通学距離などの観点による通学区域見直しを検討</li> </ul>				
目標	合併町との町境において、21年度までに地元自治会、保護者との協議を踏まえた通学区域の見直しを実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施		→	

No	32-1	取組	事務処理の適正化の推進	所管課	行政経営課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	行政サービスの水準を維持するため、事務処理のより一層の適正化に取り組む。				
目標	19年度～：事務フローチャート等の整備				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	32-2	取組	合併に伴う事務処理の適正化	所管課	地区行政課・行政経営課
取組の柱	行政サービスの水準の維持・向上		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	新市移行後、地域自治センターにおいて行政サービス及び事務処理等を適正かつ円滑に行えるよう各種事務処理マニュアルを作成、整備する。				
目標	事務処理マニュアルの作成、整備				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	33-1	取組	全庁的な外部委託の推進	所管課	行政経営課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	より質の高いサービスの提供や経費削減を図るため、「外部委託の推進に係る指針」に基づき、継続的に本市の業務全般にわたる執行方法等の総点検を行い、外部活力を効果的に活用しながら外部委託を推進する。				
目標	・19年度～ 指針に基づく外部委託の推進				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	33-2	取組	旅費計算の外部委託の実施	所管課	人事課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	「公務旅行に関する旅費の計算・支給に関する事務」や「旅程の作成から旅券・宿泊施設等の手配に関する事務」など、公務旅行に関する事務全般を民間業者に委託することにより、コストの削減を図るとともに、組織の機動力・効率性の向上を図る。				
目標	20年度 委託				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
		実施			

No	33-3	取組	給与計算の外部委託の実施	所管課	人事課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	給与計算や支給に関する事務全般を民間業者に委託することにより、コストの削減を図るとともに、組織の機動力・効率性の向上を図る。				
目標	20年度 委託				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
		実施			

No	33-4	取組	総合案内業務の外部委託の実施	所管課	管財課
取組の柱	サービス提供のあり方見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	総合案内業務のサービスの向上や効率的・安定的な業務運営を行うため、当該業務の外部委託を実施する。				
目標	19年度 総合案内業務の委託				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	33-5	取組	ファミリーサポートセンター業務の外部委託の実施	所管課	男女共同参画課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	ファミリーサポートセンター業務を柔軟に行うため、当該業務をNPO法人や社会福祉協議会などの外部に委託する。				
目標	19年度 委託				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	33-6	取組	保育園給食調理業務の外部委託の推進	所管課	児童福祉課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	保育園の給食調理業務の効率化・合理化を図るため、外部委託を推進する。				
目標	19年度 新設保育園において実施（既存の保育園については、今後、検討）				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施 (西部地区保育園)		検討		→	

No	33-7	取組	環境学習センター管理業務等の外部委託の実施	所管課	環境企画課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内容	環境学習の拠点として求められる機能を一層強化するとともに、市民との協働による環境学習を総合的に推進するため、環境学習センターの管理運営や事業の企画・実施などを外部に委託する。また、委託の効果を検証し、全部委託について検討する。				
目標	・19年度 一部委託				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部委託		→			

No	33-8	取組	ごみ処理業務（南清掃センター）の外部委託の実施	所管課	クリーンセンター
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	ムダのない行政経営	
内容	南清掃センターにおけるごみ処理業務について、効率化・合理化を図るため、外部委託を実施する。				
目標	19年度 委託				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	33-9	取組	上下水道使用受付業務の外部委託の実施	所管課	サービスセンター
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	ムダのない行政経営	
内容	上下水道に係る使用受付業務（休止・開栓業務）について、経営基盤の強化を図るとともに、多様化する顧客ニーズへの確に対応し、質の高いサービスを提供するため、外部委託を実施する。				
目標	19年度 実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	33-10	取組	浄水場運転管理業務等の外部委託の実施	所管課	配水管理センター
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	浄水場の運転業務や配水場・増圧所・制御所等の維持管理業務などについて、質の高いサービスの提供と経営基盤の強化を図るため、外部委託を実施する。 ※将来的には、各施設の包括的な外部委託を実施				
目標	20年度 実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施 (白沢浄水場及び配水コントロール業務の委託実施)		実施 (松田新田浄水場の委託実施)			

No	33-11	取組	下水処理場運転管理業務等の外部委託の実施	所管課	下水道施設管理課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	下水処理場運転管理業務について、質の高いサービスの提供と経営基盤の強化を図るため、外部委託を実施する。 ※18年度から一部実施済み ※21年度から包括的委託を導入				
目標	21年度 包括的委託を実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
				実施	

No	33-12	取組	学校給食調理業務の外部委託の推進	所管課	学校健康課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	学校給食の向上を図るとともに、官民の役割分担の観点から、学校の給食調理業務を外部に委託する。				
目標	21年度末 小学校46校を委託（毎年6校実施）				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進				→	

N o	33-13	取 組	ちとせ寮・松原荘の民営化	所 管 課	高齢福祉課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	官民の役割分担の観点から、老朽化の進んだ養護老人ホーム「ちとせ寮」と軽費老人ホーム「松原荘」を「公設公営方式」から「民設民営方式」(社会福祉法人)に切り替える。				
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅での生活が困難な高齢者に対し、快適で安心して暮らすことができる環境の提供</li> <li>・ 23年度 供用開始</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施 (建設・運営法人選定)		→		施設建設工事 (~22年度)	

N o	33-14	取 組	公立保育園の民営化・統廃合	所 管 課	児童福祉課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	児童を取り巻く環境の変化や多様化する保育ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、公民の役割分担の観点から、公立保育園の一部民営化や民間の新設園の整備に合わせた公立保育園の統廃合を行う。				
目 標	保育園の整備方針・整備計画に基づき、民営化・統廃合を推進				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施 (西・あゆみ保育園の統廃合, 雀宮, あずま保育園の民営化)		一部実施 (大曾保育園の民営化)		一部実施 (御幸が原, 不動前, 緑が丘 保育園の民営化)	

N o	33-15	取 組	被爆者健診の見直し	所 管 課	保健予防課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	被爆者の高齢化等に伴い、保健所における定期検診の受診率が低下していることから、医療機関での個別健診とすることで受診率が向上するよう、見直しを実施する。				
目 標	19年度：見直しを実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

N o	33-16	取 組	精神障害者への居宅介護事業の見直し	所 管 課	保健予防課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	精神障害者居宅介護事業の効率化・合理化や利用者の利便性を図るため、事業のあり方を見直す。				
目 標	19年度：見直しを実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

N o	33-17	取 組	霊園の管理手法の見直し	所 管 課	生活安心課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	平成18年度から指定管理者制度を導入している北山霊園の状況を踏まえ、聖山公園及び東の杜公園への指定管理者制度の導入について検討する。ただし、導入時期については、再任用制度の活用も踏まえ、決定する。				
目 標	19年度：検討				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
検討				→	

N o	34-1	取 組	指定管理者制度の導入・推進	所 管 課	行政経営課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されたことに伴い、民間事業者等でも「公の施設」の管理運営を行うことが可能になったことから、利用者サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、制度の円滑な導入を推進する。 導入後は、直営の施設についても、管理運営のあり方を見直し、適宜、導入を進める。				
目 標	・19年度～ 制度の活用・推進				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進				→	

No	34-2	取組	みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入	所管課	公園緑地課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	みずほの自然の森公園の一部供用開始を契機に、地域や民間の資源を効果的に活用し、これまで以上に質の高いサービスを提供するため、地域団体やボランティアとの連携も含め、指定管理者制度の導入を推進する。				
目標	20年度 導入				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
		実施			

No	34-3	取組	オリオン市民広場への指定管理者制度の導入	所管課	商工振興課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	中心市街地の活性化に向けたオリオンスクエアの有効活用を図るとともに、市民共有の財産として適切な運営管理を行うため、指定管理者制度を導入する。				
目標	19年度 導入				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	34-4	取組	細谷地域コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入	所管課	みんなでまちづくり課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	市民と共に歩む行政経営
内容	新設の細谷地域コミュニティセンターが、地域づくりの活動拠点として、効果的に活用され、サービスの向上が図れるよう、指定管理者制度を導入する。				
目標	19年度 導入				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

N o	35	取 組	外郭団体の見直しの推進	所 管 課	行政経営課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	ムダのない行政経営	
内 容	<p>公共サービスの担い手である外郭団体について、設立目的の実現に向け、「外郭団体見直し基本計画」に基づき、抜本的な見直しを推進する。</p> <p>また、各外郭団体に対しても、自らが「経営改革計画」を策定し、改革に取り組むよう指導する。</p> <p>その他の出資団体については、「外郭団体見直し基本計画」に基づき、出資者としての立場から、必要に応じた見直しを設置主体に要請する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の取組内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>「人的関与の見直し」、「財政的関与の見直し」及び「マネジメント・サイクルの確立に向けた支援」</li> </ul> </li> <li>・外郭団体の取組内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業の充実、効率化」、「財政基盤の強化」、「執行体制（組織・役職員数等）の適正化」及び「情報公開（提供）の充実・徹底」</li> </ul> </li> </ul>				
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭団体の設立目的の実現</li> <li>・市の人的・財政的関与の縮小</li> </ul> <p>21年度までに派遣職員を10%削減（17年度基準）</p>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			
N o	36	取 組	新斎場整備への民間活力（PFI手法）の導入	所 管 課	生活安心課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	ムダのない行政経営	
内 容	<p>新斎場の整備において、民間の資金・経営ノウハウ・技術的能力等を効果的に活用して、行政サービスの向上と総コストの低減を図るため、PFI手法を導入するとともに、管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を併せて導入する。</p>				
目 標	19年度 PFI事業権契約の締結、指定管理者制度の導入				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					
N o	37	取 組	交通災害共済制度の見直し	所 管 課	生活安心課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	ムダのない行政経営	
内 容	<p>年々自治会の取りまとめが困難となり、加入率が低下している上、民間でも同種の保険が充実し、所期の目的が達成され、行政が実施主体となる必要性はなくなったことから、制度の見直しを実施する。</p>				
目 標	20年度 業務終了				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
		実施			

N o	38	取 組	高齢者サービスの見直し	所 管 課	高齢福祉課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内 容	<p>敬老事業を始めとする高齢者サービスは、そのほとんどが市単独事業であり、その多くが事業開始から相当年数を経過している。</p> <p>また、平均寿命の伸びや社会状況を踏まえ、各世代の市民が納得・満足できる施策にしていくことが必要である。</p> <p>このため、今後、事業開始時の背景や趣旨を十分尊重しながら、各種高齢者サービスについて、見直しの検討を進める。</p>				
目 標	20年度までに順次、見直しを実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		実施			

N o	39	取 組	各種障害者福祉サービスの受益者負担の見直し	所 管 課	障害福祉課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	ムダのない行政経営	
内 容	<p>現在、障害者の福祉を推進するため、補装具や日常生活用具の給付などのサービスを実施している（市単独事業として、補装具は全額公費負担、日常生活用具は18歳以上の低所得者のみ全額公費負担）。</p> <p>しかしながら、17年10月に成立した障害者自立支援法に基づき18年10月から補装具の受給者等は、基本的に1割の負担となる。このような中で各事業において、受益者負担のあり方について検討する。</p>				
目 標	19年度 新制度に移行				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施 (補装具・日常生活用具等の 地域生活支援事業)					

N o	40	取 組	市単独手当の統廃合（児童福祉手当等）	所 管 課	児童福祉課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内 容	<p>効果的・効率的な母子家庭等支援を行っていくため、市単独の児童福祉手当、遺児手当、母子家庭等援護費、入学祝金について、統廃合や受給世帯の見直しを行い、就労支援等の自立支援策への事業転換を図る。</p>				
目 標	20年度 実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施			

No	41	取組	合併町施設の開庁時間等の見直し	所管課	行政経営課・人事課
取組の柱	サービス提供のあり方の見直し			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	行政サービス水準の維持・向上のため、旧市町間で異なっている同種の施設の開庁時間等の見直しを行う。				
目標	21年度までに適正化を図る				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		→		実施	

No	42	取組	申請・届出の電子化	所管課	情報政策課
取組の柱	ITを活用した新たな仕組み			行政経営像	すばやい行政経営
内容	市民がいつでも・どこからでも・容易に・安全に市に対して申請・届出や施設予約手続等を行えるよう、県内市町村で構成する「県市町村情報化推進協議会」において汎用受付システムを構築する。				
目標	汎用受付システムの構築				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
検討		→			

No	43	取組	電子入札の推進	所管課	契約課
取組の柱	ITを活用した新たな仕組み			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	入札における透明性・競争性・公平性を高めるため、「制限付き一般競争入札」の適用範囲を拡大するとともに、これに伴い増加する事務の効率化を図ることができる電子入札（16年度一部導入）を推進する。				
目標	・19年度 工事・コンサルタント業務の入札全てに適用(約1,200件) 参加者の来庁の減少による経費の減(約4,400千円)				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

No	44	取組	土地家屋情報管理GISの導入	所管課	資産税課
取組の柱	ITを活用した新たな仕組み			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	課税事務の効率化、課税客体の正確な把握及び市民サービスの向上を図るため、デジタル地番図を有効に活用し、現在、紙ベースで管理している関連図面のデジタル化を行って一元管理する土地家屋情報管理GISを導入する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度 路線価データセットアップ</li> <li>・21年度 システム稼働</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施		→		実施	

No	45	取組	保健・福祉の情報化の推進	所管課	保健福祉総務課
取組の柱	ITを活用した新たな仕組み			行政経営像	すばやい行政経営
内容	保健福祉分野における行政内部の情報化を推進するため、現在、保健福祉部内で運用している複数のシステムを統合し、総合保健福祉オンラインシステムを構築する。				
目標	・21年度の総合保健福祉オンラインシステムの構築に向けて検討				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
検討		→		実施	

No	46	取組	電子納品の推進	所管課	検査室
取組の柱	ITを活用した新たな仕組み			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	公共事業支援統合システム（CAL S / EC）のアクションプログラムを踏まえ、これまで紙でやりとりしていた公共事業の設計図書や完成図書（成果品）を電子化し、公共事業全体の事務の効率化を図りつつ、公共事業の電子納品（16年度試行実施）を推進する。				
目標	20年度 完全実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
一部実施 （予定価格3百万円以上の 業務委託、1千万円以上の 工事で実施）		→		実施 （全ての業務委託及び工事）	

No	47	取組	下水道台帳管理システムの構築	所管課	工事受付センター
取組の柱	ITを活用した新たな仕組み			行政経営像	すばやい行政経営
内容	現行の紙情報による図面管理を電子情報化し、施設管理業務の効率化・高度化、情報提供の迅速化を図るため、台帳管理システムを構築する。				
目標	20年度 一部運用開始				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		一部実施		→	

No	48	取組	公用車保有台数の適正化	所管課	管財課
取組の柱	スリム化の推進			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	公用車の管理運営の基本方針に基づき、管財課が管理運営する公用車のうち、運転手付き共用車両と運転手（職員）を計画的に削減する（大型バス2台は、16年度から運行管理委託を実施）。 【17年度の運転手付き共用車両の内訳】 中型バス1、マイクロバス1、乗用車3、ワゴン3、バン1台の計9台				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度までに運転手付き共用車両9台・運転手9名を乗用車1台・中型バス1台・運転手1名・再任用職員1名に減車・減員</li> <li>・21年度以降 車両2台・運転手2名（内再任用職員1名）体制で運用（大型バス2台は運行管理委託）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進 (車両3台, 運転手3名を削減)		実施 (車両1台, 運転手1名削減)			

No	49	取組	本庁舎建築設備更新整備へのESCO事業の導入	所管課	管財課
取組の柱	スリム化の推進			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	本庁舎建築設備更新整備事業において、環境負荷の低減と財政負担の軽減を図るため、民間のノウハウを活用するESCO事業を導入する。				
目標	19年度：ESCO契約の締結，改修工事 20年度：ESCOサービス開始				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施					

N o	5 0	取 組	公共施設等の有効活用の推進	所 管 課	政策審議室
取組の柱	市有財産を有効活用する仕組み			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	財政負担の軽減等を図るため、「戦略的な資産管理」や「運用による公共施設等の有効利用・処分」、「低利用施設の他用途転用・処分」を積極的に進めることを目的として策定した「公有財産運用方針」に基づき、継続的に公有財産の有効活用を推進する。				
目 標	19年度以降 公共施設の有効活用				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進 (方針に基づく適切な見直し)		→			

N o	51-1	取 組	橋りょうの長寿命化の推進	所 管 課	道路維持課
取組の柱	市有財産を有効活用する仕組み			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	市が管理する橋りょうについて、計画的・効率的な維持更新や予防保全を通して、橋りょうの長寿命化を図るとともに、維持更新事業費の平準化を図るため、「橋りょう長期保全計画」を策定する。				
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度 橋りょう台帳システム構築及び橋りょう修繕計画の策定</li> <li>・20年度 定期点検及び修繕工事実施</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
準備		実施			

N o	51-2	取 組	公共建築物の長寿命化の推進	所 管 課	建築保全課
取組の柱	市有財産を有効活用する仕組み			行政経営像	ムダのない行政経営
内 容	財政負担の軽減や公共建築物の機能向上を目指す「公共建築物の長寿命化」を推進するため、全ての予防保全対象建築物について、施設劣化診断の結果を反映した実効性のある修繕計画を作成し、計画行政システムに活用する。				
目 標	21年度 全棟数（326棟）に対する修繕計画作成棟数率：100%				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	52	取組	ゆず園の有効利用	所管課	観光交流課
取組の柱	市有財産を有効活用する仕組み		行政経営像	ムダのない行政経営	
内容	ゆずの木の伝承と総合学習の場としてだけでなく、地域の資源としてゆず園の有効利用を積極的に進める。また、名産としてのゆずの実については、販路拡大や商品開発等を進める。				
目標	施設の有効利用				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	53	取組	補助金の整理・合理化	所管課	財政課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	ムダのない行政経営	
内容	社会経済情勢が大きく変化する中で、市民の価値観やニーズ等に的確に対応し、補助金の公益性や公平性を確保できるよう、事務事業評価等を活用し、継続的に補助金の見直しを行う。				
目標	政策目的達成のために有効に機能する補助の実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	54	取組	使用料・手数料等の適正化	所管課	財政課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	ムダのない行政経営	
内容	社会経済情勢の変化に的確に対応するため、的確な原価計算に基づく使用料・手数料等の見直しを4年毎に行う。				
目標	19年度 使用料・手数料等の改定				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		(改定) →			

N o	5 5	取 組	税財源の充実・強化	所 管 課	財政課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	市民と共に歩む行政経営	
内 容	都市計画税の復元を含めた既存税財源の充実・強化や政策目的を達成するための超過課税・法定外目的税の導入などの財源確保について検討する。				
目 標	自主財源の確保				
推進スケジュール					
1 9 年 度		2 0 年 度		2 1 年 度	
推進		→			

N o	5 6	取 組	有料広告の掲載による財源の確保	所 管 課	財政課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	ムダのない行政経営	
内 容	市の保有する資産等に有料広告を掲載することにより、財源の確保を図るとともに、事業者等に広告掲載機会を提供し、地域経済の発展に寄与する。				
目 標	1 9 年 度 以 降 適 宜 実 施				
推進スケジュール					
1 9 年 度		2 0 年 度		2 1 年 度	
実施		→			

N o	5 7	取 組	市独自のバランスシート等の作成	所 管 課	財政課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	分かりやすい行政経営	
内 容	市民に分かりやすい財務情報を提供するため、総務省方式のバランスシート等に加え、よりの確な資産状況などを表した市独自のバランスシート等の作成を併せて行う。				
目 標	分かりやすい財務情報の提供				
推進スケジュール					
1 9 年 度		2 0 年 度		2 1 年 度	
実施		→			

No	58-1	取組	諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	所管課	人事課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	諸手当（特殊勤務手当等）のより一層の適正化を図るため、社会情勢の変化を踏まえ、各手当の必要性及び妥当性を検証し、「時代に即応した制度」及び「市民の納得と支持が得られる制度」となるよう、適宜必要に応じた見直しを行う。				
目標	継続的な見直しの実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	58-2	取組	上下水道局における諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	所管課	企業総務課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	諸手当（特殊勤務手当等）のより一層の適正化を図るため、社会情勢の変化を踏まえ、各手当の必要性及び妥当性を検証し、「時代に即応した制度」及び「市民の納得と支持が得られる制度」となるよう、適宜必要に応じた見直しを行う。				
目標	継続的な見直しの実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	59-1	取組	未利用地の売払い	所管課	管財課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	「公有財産の取扱方針」に基づき、普通財産で公共的に利用が見込めない土地については、一般競争入札により公売を実施する。				
目標	・19年度～ 行政財産の用途廃止により新たに増加した普通財産等の公売の実施				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	59-2	取組	上下水道局における未利用地の売却	所管課	企業総務課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	「上下水道局遊休資産等の取扱方針」に基づき、所期の目的がなくなり、休止している施設等で公共的に利用が見込めない土地については、一般競争入札により公売を実施する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度 33,012千円(予算額)</li> <li>・19年度～ 上下水道事業の健全化を図るため、継続して公売を実施</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-1	取組	税の収納率の向上	所管課	主税課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	財源確保と負担の公平性の観点から、滞納者に対する早期の納付指導着手と滞納処分の強化を図るとともに、新たな滞納者をつくらないための市税納付促進策を継続的に見直して、常に最適な施策・手法を採用して着実に実施する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税収納率の持続的向上：前年を上回る収納率の確保(17年度：92.9%)</li> <li>・収入未済額(滞納繰越額)の縮減：対前年比でマイナス(17年度：5,396百万円)</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-2	取組	墓園共用施設管理手数料の収納率の向上	所管課	生活安心課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	墓園管理手数料の長期滞納者などの悪質な使用者に対して、収納対策を強化することにより、市営霊園の適正な管理や公平性の確保を図る。 なお、使用者不明や承継者不明となっている事案については、使用権消滅及び無縁墓への改葬の手続きを実施する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理手数料収納率の向上：前年を上回る収納率の確保(17年度：91.5%)</li> <li>・収入未済額(滞納繰越額)の縮減：対前年比でマイナス(17年度：8,452千円)</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-3	取組	国民健康保険税の収納率の向上	所管課	国保年金課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	国民健康保険財源の確保と税負担の公平性の観点から、新たな滞納者をつくらないための早期の納税指導と悪質な滞納者に対する滞納処分の強化を図る。 また、国民健康保険税の収納率の向上を図るため、常に収納対策の見直しを行い、着実に実施する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税収納率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：69.71%）</li> <li>収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年比でマイナス（17年度：5,077百万円）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-4	取組	介護保険料の収納率の向上	所管課	高齢福祉課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	介護保険財源の確保と保険料負担の公平性の観点から、新たな滞納者をつくらないための納付推進策を継続的に見直して、常に最適な施策を採用し、着実に実施する。 また、収納率の向上を図るため、早期の納付指導を実施する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料収納率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：94.0%）</li> <li>収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年比でマイナス（17年度：132,380千円）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-5	取組	障害者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上	所管課	障害福祉課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	障害者福祉サービスの利用量や所得に応じた公平な利用者負担を確保する観点から、滞納者を減らすとともに、新たな滞納者を生み出さないよう早期の納付指導、収納対策の強化を図る。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：17.3%）</li> <li>収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年比でマイナス（17年度：7,221千円）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-6	取組	保育費扶養者負担金収納率・母子寡婦福祉資金償還率の向上	所管課	児童福祉課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	<p>【保育費扶養者負担金】          保育費扶養者負担金の確保と受益者負担の公平性の観点から、滞納者に対する早期の納付指導を図るとともに、効果的な収納対策の強化策について検討を行いながら、収納率の向上に努める。</p> <p>【母子寡婦福祉資金】          母子寡婦福祉資金の財源確保と新たな滞納者をつくらないため、早期の償還指導と悪質な滞納者に対する連帯借主や連帯保証人への働きかけの強化を図る。          また、母子寡婦福祉資金の償還率の向上を図るため、常に収納対策の見直しを行い、効果的な償還指導を実施する。</p>				
目標	<p>【保育費扶養者負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育費扶養者負担金収納率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：92.4%）</li> <li>・収納未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：114,346千円）</li> </ul> <p>【母子寡婦福祉資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子寡婦福祉資金償還率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：36.7%）</li> <li>・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：122,485千円）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			
No	60-7	取組	住宅使用料収納率の向上	所管課	住宅課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	ムダのない行政経営	
内容	<p>住宅使用料を長期間滞納しているなどの支払いの意思を示さない入居者に対しては、これまで以上に明渡し訴訟を拡大することにより、市営住宅の適正な管理や公平性の確保を図る。          なお、特殊事情や複雑な事案については、高度な法的判断を要するため、訴訟業務は専門の弁護士に委託する。</p>				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用料収納率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：72.4%）</li> <li>・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年比でマイナス（17年度：316,239千円）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			
No	60-8	取組	奨学金返還金の収納率の向上	所管課	教育企画課
取組の柱	健全な財政基盤の確立		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	<p>奨学金貸付事業は、毎年度、新規に約200名への貸付を行っているため、債権残高及び返還者数が増加している。          このため、返還金の収納率向上を図るため、滞納者への個別訪問による早期の納付指導や連帯保証人への督促などを徹底するとともに、今後、新たに口座振替を導入し、新規滞納者の増加を抑制するなど、効果的な収納対策を着実に実施する。</p>				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金返還金の収納率の向上：前年を上回る収納率の確保（17年度：92.2%）</li> <li>・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年比でマイナス（17年度：13,444千円）</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	60-9	取組	水道料金等の収納率の向上	所管課	サービスセンター
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	企業収益の確保と料金負担の公平性の観点から、滞納者に対する早期の納付催促や給水停止などの滞納処分を厳正に執行するとともに、新たな滞納者をつくらないための納付促進策を継続的に見直して、常に最適な施策・手法を採用して着実に実施する。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金等の収納率の向上：前年を上回る収納率の確保 (17年度：水道料金 98.23%, 下水道使用料 97.40%)</li> <li>収入未済額(滞納繰越額)の縮減：対前年比でマイナス (17年度：水道料金 313,483千円, 下水道使用料 186,980千円)</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			
No	61	取組	競輪事業の経営基盤の強化	所管課	公営事業所
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	競輪事業の経営基盤強化を図るため、「宇都宮競輪場整備基本計画」に基づき、次の2つの取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>収益の向上</li> <li>施設再整備によるレース観戦環境の改善及び多目的利用の推進</li> </ul>				
目標	19～21年度 施設整備工事(第1期・第2期) ※22年4月新施設のグランドオープン				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施 (施設整備工事)		(施設整備工事)		(施設整備工事)	
		→			
No	62	取組	公共工事のコスト縮減の推進	所管課	検査室
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	これまでの公共事業コスト縮減施策により一定の成果は得られているが、依然として厳しい財政事情の下で、引き続き社会資本整備を進めていく必要があることから、新たな視点から様々な手法を検討し、計画策定から維持管理までの全てのプロセスにおいて、総合的なコスト縮減を推進する。				
目標	22年度 15%の総合コスト縮減(平成16年基準)				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
推進		→			

No	63	取組	上下水道事業における財政構造改革の推進	所管課	経営企画課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	社会経済環境の変化による上下水道利用者の多様なニーズに柔軟・的確に対応するとともに、水道料金・下水道使用料を維持、抑制できるよう、上下水道事業の経営戦略プランに基づき、さらに財政構造改革計画を推進し、財政の健全性の確保に取り組む。				
目標	19年度：現計画の実績評価，新計画策定・推進				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施		→			

No	64	取組	旧ひがし保育園敷地等の借地返還 (学童保育の拠点換え)	所管課	児童福祉課
取組の柱	健全な財政基盤の確立			行政経営像	ムダのない行政経営
内容	現在使用中の学童保育としての拠点を変更し、借地を返還することを検討する。				
目標	施設維持等経費の軽減，施設の有効利用				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
		実施			

## ▼時代の変化に挑戦し続ける「組織」の改革

No	65	取組	定員管理の適正化	所管課	人事課																																			
取組の柱	柔軟で機動的な組織			行政経営像	ムダのない行政経営																																			
内 容	<p>「組織整備・定員適正化に関する方針」に基づき、価値の高い市民サービスの効果的・効率的な提供、新たな行政課題への迅速かつ柔軟な対応、市民との協働によるまちづくりの実現などを可能とする執行体制の整備に取り組む。</p> <p>平成19年3月末に上河内町、河内町と合併する予定であり、各市町の現在の計画は下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期日</th> <th>宇都宮市</th> <th>上河内町</th> <th>河内町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17.4.1</td> <td>3,615人</td> <td>111人</td> <td>233人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>18.4.1</td> <td>3,580人</td> <td>111人</td> <td>235人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19.4.1</td> <td>3,500人</td> <td>110人</td> <td>234人</td> <td>3,844人</td> </tr> <tr> <td>20.4.1</td> <td>3,420人</td> <td>108人</td> <td>230人</td> <td>3,758人</td> </tr> <tr> <td>21.4.1</td> <td>3,300人</td> <td>107人</td> <td>224人</td> <td>3,631人</td> </tr> <tr> <td>22.4.1</td> <td>3,200人</td> <td>103人</td> <td>218人</td> <td>3,521人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新市としての定員適正化計画は、19年度に策定する予定</p>					期日	宇都宮市	上河内町	河内町	計	17.4.1	3,615人	111人	233人	—	18.4.1	3,580人	111人	235人	—	19.4.1	3,500人	110人	234人	3,844人	20.4.1	3,420人	108人	230人	3,758人	21.4.1	3,300人	107人	224人	3,631人	22.4.1	3,200人	103人	218人	3,521人
	期日	宇都宮市	上河内町	河内町	計																																			
	17.4.1	3,615人	111人	233人	—																																			
	18.4.1	3,580人	111人	235人	—																																			
	19.4.1	3,500人	110人	234人	3,844人																																			
	20.4.1	3,420人	108人	230人	3,758人																																			
	21.4.1	3,300人	107人	224人	3,631人																																			
22.4.1	3,200人	103人	218人	3,521人																																				
目 標	平成19年度に新市の定員適正化計画を策定予定																																							
推進スケジュール																																								
19年度		20年度		21年度																																				
策定		推進		→																																				

## ▼能力と意識を高める「人」の改革

No	66	取組	目標管理制度の再設計・活用	所管課	人事課
取組の柱		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント能力の強化</li> <li>・プロフェッショナル意識の徹底</li> <li>・能力に応じた職員の配置</li> </ul>		行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	業績評価を行うために活用している目標管理制度を、今後は、行政経営のツールとして導入し、「組織目標と個人の目標の連携」や「目標の連鎖」、「組織的役割に応じた個人目標設定」、「設定基準の明確化」などに活用する。				
目標	行政経営のツールとしての目標管理と業績評価の連携				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施		→			

No	67	取組	能力評価の精度向上	所管課	人事課
取組の柱		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自律行動型」職員の育成</li> <li>・能力に応じた職員の配置</li> </ul>		行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	現在、能力評価として活用しているコンピテンシー（成果を生む行動特性）辞書の見直しを行い、精度向上を図る。 また、職位に応じたコンピテンシー辞書の活用目的を再整理し、それに見合った改善を行う。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピテンシー評価の能力開発・配置への活用</li> <li>・監督職コンピテンシー辞書の一般職からの分離</li> </ul>				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施		→			

No	68	取組	人材育成システムの導入	所管課	人事課
取組の柱		「自律行動型」職員の育成		行政経営像	市民の期待に応える行政経営
内容	職員の自律的な能力開発を促進するため「キャリア・デザイン」（※）を核とした人材育成システムを推進する。 ※「キャリアデザイン」とは、職員一人ひとりが自分の強み・弱みを把握し、将来のキャリア開発目標に基づき主体的に能力開発を行い、仕事を通じて自己実現を目指すもの。				
目標	キャリア・デザイン研修、キャリア・デザイン相談の実施による職員のキャリア意識の向上（キャリア展望意識の向上）				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施		→			

No	69	取組	部局別職員育成計画の策定・実施	所管課	人事課
取組の柱	「自律行動型」職員の育成		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	各部門における人材育成を推進するため、部門に求められる能力や所属における能力開発の目標等を明示した「部門別研修方針」を策定し、計画的に所属研修を実施する。				
目標	・19年度以降 所属研修実施計画（年度計画）の策定・実施 組織再編等の環境変化に応じた研修方針内容の見直し				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
実施		→			

No	70	取組	給与構造の見直し	所管課	人事課
取組の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な財政基盤の確立</li> <li>「自立行動型」職員の育成</li> <li>プロフェッショナル意識の徹底</li> </ul>		行政経営像	市民の期待に応える行政経営	
内容	給料表・給与制度の見直しや地域手当の新設などにより、的確に民間の給与水準との均衡を図るとともに、勤務成績の給与への反映について検討する。				
目標	継続して検討				
推進スケジュール					
19年度		20年度		21年度	
検討・実施		→			

# 総括票（部局別）

参考 1

## ▼行政経営部

	通番	取 組	全体No.	ページ
※	1	協働評価制度の創設	1 - 2	
※	2	市民参加手法の拡充	4	
※	3	まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	6	
※	4	まちづくりにおける市民参加手法の拡充	7	
	5	自治基本条例の制定	8	
※	6	まちづくり活動支援の見直し・拡充	1 2	
	7	地区行政の推進	1 4	
※	8	地域自治制度の創設・推進	2 5	
	9	内部管理システムの連携強化	2 6	
	1 0	公益通報者保護制度の推進	2 7	
	1 1	窓口サービスの向上	2 8 - 1	
	1 2	事務処理の適正化の推進	3 2 - 1	
	1 3	合併に伴う事務処理の適正化	3 2 - 2	
	1 4	全庁的な外部委託の推進	3 3 - 1	
	1 5	旅費計算の外部委託の実施	3 3 - 2	
	1 6	給与計算の外部委託の実施	3 3 - 3	
	1 7	指定管理者制度の導入・推進	3 4 - 1	
	1 8	外郭団体の見直しの推進	3 5	
※	1 9	合併町施設の開庁時間等の見直し	4 1	
	2 0	補助金の整理・合理化	5 3	
	2 1	使用料・手数料等の適正化	5 4	
	2 2	税財源の充実・強化	5 5	
	2 3	有料広告の掲載による財源の確保	5 6	
	2 4	市独自のバランスシート等の作成	5 7	
	2 5	諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	5 8 - 1	
	2 6	定員管理の適正化	6 5	
	2 7	目標管理制度の再設計・活用	6 6	
	2 8	能力評価の精度向上	6 7	
	2 9	人材育成システムの導入	6 8	
	3 0	部門別職員育成計画の策定・実施	6 9	
	3 1	給与構造の見直し	7 0	

## ▼総合政策部

通番	取組	全体No.	ページ
	1 行政評価システムの推進	1-1	
※	2 協働評価制度の創設	1-2	
※	3 まちづくりに関する活動情報の集約と提供	2	
※	4 公共施設貸出システムの構築	5	
※	5 まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	6	
※	6 まちづくりにおける市民参加手法の拡充	7	
	7 構造改革特区・地域再生に係る申請・提案の推進	13	
	8 地区行政の推進	14	
※	9 市民のまちづくり活動拠点の充実	20	
	10 公益通報者保護制度の推進	27	
	11 申請・届出の電子化	42	
	12 公共施設等の有効活用の推進	50	

## ▼理財部

通番	取組	全体No.	ページ
※	1 市民のまちづくり活動拠点の充実	20	
	2 総合案内業務の外部委託の実施	33-4	
	3 電子入札の推進	43	
	4 土地家屋情報管理GISの導入	44	
	5 公用車保有台数の適正化	48	
※	6 本庁舎建築設備更新整備へのESCO事業の導入	49	
	7 未利用地の売払い	59-1	
	8 税の収納率の向上	60-1	

## ▼自治振興部

通番	取組	全体No.	ページ
※	1 協働評価制度の創設	1-2	
※	2 まちづくりに関する活動情報の集約と提供	2	
※	3 まちづくりに関する人材リストの作成	3	
※	4 まちづくりに関する資源の調査・活用	4	
※	5 公共施設貸出システムの構築	5	
※	6 まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	6	
※	7 まちづくりにおける市民参加手法の拡充	7	
	8 市民協働の推進	9	
※	9 市民協働の啓発	11	
※	10 まちづくり活動支援の見直し・拡充	12	
	11 地区行政の推進	14	
※	12 地域ビジョンの策定支援	15	
※	13 市民のまちづくり活動拠点の充実	20	
※	14 地域自治制度の創設・推進	25	
※	15 合併に伴う事務処理の適正化	32-2	
※	16 細谷地域コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入	34-4	

## ▼市民生活部

通番	取組	全体No.	ページ
1	安全で安心なまちづくりの推進	16	
2	市民にやさしい窓口の推進（あいさつの励行等）	28-2	
3	男女共同参画推進センター機能の充実	29	
4	青少年関連施設の機能の充実	30	
5	ファミリーサポートセンター業務の外部委託の実施	33-5	
6	霊園の管理手法の見直し	33-17	
7	新斎場整備における民間活力（PFI手法）の導入	36	
8	交通災害共済制度の見直し	37	
9	墓園共用施設管理手数料の収納率の向上	60-2	
10	国民健康保険税の収納率の向上	60-3	

## ▼保健福祉部

通番	取組	全体No.	ページ
1	高齢者地域活動実践塾の設置	17	
2	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークの構築	18	
3	健康づくり実践活動の推進	19	
4	保育園給食調理業務の外部委託の推進	33-6	
5	ちとせ寮・松原荘の民営化	33-13	
6	公立保育園の民営化・統廃合	33-14	
※	7	被爆者健診の見直し	33-15
※	8	精神障害者への居宅介護事業の見直し	33-16
	9	高齢者サービスの見直し	38
	10	各種障害者福祉サービスの受益者負担の見直し	39
	11	市単独手当の統廃合（児童福祉手当等）	40
	12	保健・福祉の情報化の推進	45
	13	介護保険料の収納率の向上	60-4
	14	障害者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上	60-5
	15	保育費扶養者負担金収納率・母子寡婦福祉資金償還率の向上	60-6
※	16	旧ひがし保育園敷地等の借地返還（学童保育の拠点換え）	64

## ▼環境部

通番	取組	全体No.	ページ
1	「もったいない運動」の推進	10-1	
2	地域住民による不法投棄監視体制の確立	21	
3	環境学習センター管理業務等の外部委託の実施	33-7	
4	ごみ処理業務（南清掃センター）の外部委託の実施	33-8	

## ▼経済部

通番	取組	全体No.	ページ
1	「もったいない運動」の推進	10-1	
※	2	西下ヶ橋地内生態系保全空間の維持管理及び有効活用	24
	3	公益通報者保護制度の推進	27
※	4	オリオン市民広場への指定管理者制度の導入	34-3
※	5	ゆず園の有効利用	52
	6	競輪事業の経営基盤の強化	61

### ▼検査室

通番	取組	全体No.	ページ
1	電子納品の推進	4 6	
2	公共工事のコスト縮減の推進	6 2	

### ▼建設部

通番	取組	全体No.	ページ
1	橋りょうの長寿命化の推進	5 1 - 1	
2	公共建築物の長寿命化の推進	5 1 - 2	
3	住宅使用料収納率の向上	6 0 - 7	

### ▼都市開発部

通番	取組	全体No.	ページ
1	みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入	3 4 - 2	

### ▼上下水道局

通番	取組	全体No.	ページ
1	上下水道使用受付業務の外部委託の実施	3 3 - 9	
2	浄水場運転管理業務等の外部委託の実施	3 3 - 1 0	
3	処理場運転管理業務等の外部委託の実施	3 3 - 1 1	
4	下水道台帳管理システムの構築	4 7	
5	上下水道局における諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	5 8 - 2	
6	上下水道局における未利用地の売払い	5 9 - 2	
7	水道料金等の収納率の向上	6 0 - 9	
※ 8	上下水道事業における財政構造改革の推進	6 3	

### ▼教育委員会事務局

通番	取組	全体No.	ページ
※ 1	まちづくりに関する活動情報の提供	2	
※ 2	まちづくりに関する人材リストの作成	3	
3	学校版もったいない運動の推進	1 0 - 2	
※ 4	市民のまちづくり活動拠点の充実	2 0	
5	地域・学校・行政の協働による文化財保護活動の促進	2 2	
6	地域と連携した学校づくり	2 3	
7	通学区域の見直し	3 1	
8	学校給食調理業務の外部委託の推進	3 3 - 1 2	
9	奨学金返還金の収納率の向上	6 0 - 8	

## 集中改革プラン対応取組一覧

## 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

No	取組	所管課	備考
1	行政評価システムの推進	政策審議室	
2 0	内部管理システムの連携強化	行政経営課	
3 1	交通災害共済制度の見直し	生活安心課	
3 2	高齢者サービスの見直し	高齢福祉課	
3 3	各種障害者福祉サービスの受益負担の見直し	障害福祉課	
3 4	市単独手当の統廃合（児童福祉手当等）	児童福祉課	

## 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用含む。）

No	取組	所管課	備考
2 7-1	全庁的な外部委託の推進	行政経営課	
2 7-2	旅費計算の外部委託の実施	人事課	
2 7-3	給与計算の外部委託の実施	人事課	
2 7-4	総合案内業務の外部委託の実施	管財課	
2 7-5	ファミリーサポートセンター業務の外部委託の実施	男女共同参画課	
2 7-6	保育園給食調理業務の外部委託の推進	児童福祉課	
2 7-7	環境学習センター管理業務等の外部委託の実施	環境企画課	
2 7-8	ごみ処理業務（南清掃センター）の外部委託の実施	クリーンセンター	
2 7-12	学校給食調理業務の外部委託の推進	学校管理課	
2 7-13	ちとせ寮・松原荘の民営化	高齢福祉課	
2 7-14	公立保育園の民営化・統廃合	児童福祉課	
2 7-15	被爆者健診の見直し	保健予防課	
2 8-1	指定管理者制度の導入・推進	行政経営課	
2 8-2	（仮称）総合運動公園への指定管理者制度の導入	公園緑地課	
2 8-3	オリオン市民広場への指定管理者制度の導入	商工振興課	
2 8-4	細谷地域コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入	みんなでまちづくり課	
3 0	新斎場整備への民間活力（P F I手法）の導入	生活安心課	

## 定員管理・給与の適正化

No	取組	所管課	備考
5 2-1	諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	人事課	
5 9	定員管理の適正化	人事課	
6 4	給与構造の見直し	人事課	

※「定員管理の適正化」（No 5 9）における職員数の削減目標には、地方公営企業の職員を含む。

※「給与構造の見直し」（No 6 4）の取組内容には、地方公営企業の職員も含む。

### 第3セクターの見直し

No	取組	所管課	備考
29	外郭団体の見直しの推進	行政経営課	

### 経費削減等の推進

No	取組	所管課	備考
42	公用車保有台数の適正化	管財課	
44	公共施設等の有効活用の推進	政策審議室	
45-1	橋りょうの長寿命化の推進	土木管理課	
45-2	公共建築物の長寿命化の推進	建築課・設備課	
47	補助金の整理・合理化	財政課	
48	使用料・手数料等の適正化	財政課	
49	税財源の充実・強化	財政課	
50	有料広告の掲載による財源の確保	財政課	
53-1	未利用地の売払い	管財課	
54-1	税の収納率の向上	主税課	
54-2	墓園共用施設管理手数料の収納率の向上	生活安心課	
54-3	国民健康保健税の収納率の向上	国保年金課	
54-4	介護保険料の収納率の向上	高齢福祉課	
54-5	障害者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上	障害福祉課	
54-6	保育費扶養者負担金収納率・母子寡婦福祉資金償還率の向上	児童福祉課	
54-7	住宅使用料収納率の向上	住宅課	
54-8	奨学資金の収納率の向上	教育企画課	
55	競輪事業の経営基盤の強化	公営事業所	
56	公共工事のコスト縮減の推進	検査室	

### 地方公営企業の改革の推進

No	取組	所管課	備考
27-9	上下水道使用受付業務の外部委託の実施	サービスセンター	
27-10	浄水場運転管理業務等の外部委託の実施	配水管理センター	
27-11	処理場運転管理業務等の外部委託の実施	下水道施設管理課	
52-2	上下水道局における諸手当（特殊勤務手当等）の継続的な検証・見直し	企業総務課	
53-2	上下水道局における未利用地の売払い	企業総務課	
54-9	水道料金等の収納率の向上	サービスセンター	
57	水道事業における財政構造改革の推進	経営企画課	

※定員に係る取組は、「定員管理の適正化」（No59）において一括計上  
 ※給与に係る取組は、「給与構造の見直し」（No64）において一括計上